



# 三重県公報

令和7年3月11日 (火)

第 598 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
6	三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	(デジタル改革推進課)	2
7	三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	(食 品 安 全 課)	2
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則7-12 (職員の管理職手当に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	3
	三重県人事委員会規則7-75 (等級別基準職務に関する規則) の一部を改正する規則	( 同 )	4
<b>告 示</b>			
144	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	(水産資源管理課)	7
145	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	7
146	同件	( 同 )	8
147	同件	( 同 )	8
148	同件	( 同 )	9
149	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	10
150	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	12
<b>選 管 告 示</b>			
9	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	12
10	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	( 同 )	14
11	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動の届出	( 同 )	14
<b>公 告</b>			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(競技力向上対策課)	14
	同件	(障がい福祉課)	16
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	16
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	16
	同件	( 同 )	16
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	(保健環境研究所)	17
	同件	(病院事業庁)	17

規 則

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
令和七年三月十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六号

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年三重県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(その他の手続等への準用)</p> <p>第九条 知事等が所管する手続等であつて情報通信技術利用条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）又は条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の規定の例による。</p>	<p>(法令に基づく手続等への準用)</p> <p>第九条 法律又は法律に基づく命令の規定に基づく手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十八条に規定する主務省令に基づき、当該省令に定める方法によらないで電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の規定の例による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第七号

三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

三重県公衆浴場法施行細則（平成八年三重県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(水質基準及び検査頻度)</p> <p>第六条 条例第四条第一項第二号ハの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 大腸菌は、一ミリリットルにつき一個を超えないこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(水質基準及び検査頻度)</p> <p>第六条 条例第四条第一項第二号ハの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞の桿菌であつて、乳糖を分解して、酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は、一ミリリットルにつき一個を超えないこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

**人事委規則**

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月十一日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則  
 三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
(略)	組 織 (略)	職 (略)	区 分 (略)	(略)	組 織 (略)	職 (略)	区 分 (略)
警察	警察本部	課長（職の区分が七種と定められているものを除く。） 隊長（部に置くものに限る。） 科学捜査研究所長 庶務担当課の次長 運転免許センター副センター長 デジタル推進監 コンプライアンス推進監 教養・術科推進監 警備・防災監 文書・広聴監 組織犯罪特別捜査監	八種	警察	警察本部	課長（職の区分が七種と定められているものを除く。） 隊長（部に置くものに限る。） 科学捜査研究所長 庶務担当課の次長 運転免許センター副センター長 デジタル推進監 コンプライアンス推進監 教養・術科推進監 警備・防災監 文書・広聴監 組織犯罪特別捜査監	八種
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
警察	警察本部	(略)	(略)	警察	警察本部	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
警察	警察本部	(略)	(略)	警察	警察本部	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)

	交通規制官 交通聴聞官 その他警視である警察官が任用される職 (人事委員会が別に定めるものを除く。) 副参事			交通規制官 交通聴聞官 その他警視である警察官が任用される職 (人事委員会が別に定めるものを除く。) 副参事		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

三重県人事委員会は、職員との給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七二七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月十一日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七二七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則  
 三重県人事委員会規則七二七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第二条関係） イ 行政職給料表				別表（第二条関係） イ 行政職給料表			
組織	職務の級	基準となる職務	職名	組織	職務の級	基準となる職務	職名
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
警察	4 級	1	課長補佐 隊長補佐 センター長補佐 警察署の課長 警察署の主幹	警察	4 級	1	課長補佐 隊長補佐 警察署の課長 警察署の主幹
		5 級	1から3 課長補佐（相当困難な業務を行うものに限る。） 隊長補佐（相当困難な業務を行うものに限る。） センター長補佐（相当困難な業務を行うものに限る。） 工場長 科長 警察署の課長（相当困難な業務を行うものに限る。） 警察署の主幹（相当困難な業務を行うものに限る。）			5 級	1から3 課長補佐（相当困難な業務を行うものに限る。） 隊長補佐（相当困難な業務を行うものに限る。） 工場長 科長 警察署の課長（相当困難な業務を行うものに限る。） 警察署の主幹（相当困難な業務を行うものに限る。）
	6 級	1及び4	警察本部の課長 次長 運転免許センター副センター長 室長	警察	6 級	1及び3	警察本部の課長 次長 室長 センター長

		訟務官 管理官 交通管制官 交通聴聞官 文書・広聴監
	5及び6	課長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 隊長補佐（困難な業務を行うものに限る。） センター長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 工場長（困難な業務を行うものに限る。） 科長（困難な業務を行うものに限る。） 警察署の課長（困難な業務を行うものに限る。） 警察署の主幹（困難な業務を行うものに限る。）
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ 公安職給料表

組織	職務の級	基準となる職務	職名
警察	5級	1	副隊長 隊長補佐 センター長補佐 検視官 中隊長 指令官 分析官 統括官 科長
	6級	1	隊長 次長 副隊長（相当困難な業務を行うものに限る。） 副センター長 副所長 隊長補佐（困難な業務を行うものに限る。） センター長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 検視官（困難な業務を行うものに限る。） 中隊長（困難な業務を行うものに限る。） 指令官（困難な業務を行うもの

		訟務官 管理官 交通管制官 文書・広聴監
	4及び5	課長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 隊長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 工場長（困難な業務を行うものに限る。） 科長（困難な業務を行うものに限る。） 警察署の課長（困難な業務を行うものに限る。） 警察署の主幹（困難な業務を行うものに限る。）
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ 公安職給料表

組織	職務の級	基準となる職務	職名
警察	5級	1	副隊長 隊長補佐 検視官 中隊長 指令官 分析官 科長
	6級	1	隊長 次長 副隊長（相当困難な業務を行うものに限る。） 副センター長 副所長 隊長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 検視官（困難な業務を行うものに限る。） 中隊長（困難な業務を行うものに限る。） 指令官（困難な業務を行うもの

		に限る。) 分析官 (困難な業務を行うものに限る。) 統括官 (困難な業務を行うものに限る。) 科長 (困難な業務を行うものに限る。) 警務官 事件指導官 交通官 調査官				に限る。) 分析官 (困難な業務を行うものに限る。) 科長 (困難な業務を行うものに限る。) 警務官 事件指導官 交通官 調査官
7級	1	隊長 (相当困難な業務を行うものに限る。) 所長 次長 (困難な業務を行うものに限る。) 運転免許センター副センター長 副隊長 (困難な業務を行うものに限る。) 副所長 (困難な業務を行うものに限る。) 副校長 文書・広聴監 デジタル推進監 コンプライアンス推進監 教養・術科推進監 警備・防災監 組織犯罪特別捜査監		7級	1	隊長 (相当困難な業務を行うものに限る。) 所長 次長 (困難な業務を行うものに限る。) 副隊長 (困難な業務を行うものに限る。) 副所長 (困難な業務を行うものに限る。) 副校長 デジタル推進監 コンプライアンス推進監 教養・術科推進監 警備・防災監
	3	サイバー犯罪対策官 犯罪抑止対策官 監察官 訟務官 管理官 警務官 (困難な業務を行うものに限る。) 事件指導官 (困難な業務を行うものに限る。) 交通官 (困難な業務を行うものに限る。) 調整官 情報官 特別捜査指導官 暴力団対策意見聴取官 交通聴聞官 教養訓練指導官 組織犯罪特別捜査管理官		3		対策官 監察官 訟務官 管理官 上席検視官 警務官 (困難な業務を行うものに限る。) 事件指導官 (困難な業務を行うものに限る。) 交通官 (困難な業務を行うものに限る。) 調整官 情報官 特別捜査指導官 留置管理官

			通訳センター長 少年サポートセンター長				通訳センター長
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
備考 (略) ハ～ハ (略)				備考 (略) ハ～ハ (略)			

密 記

この報告は、令和七年三月十一日付の通知に基づき行われます。

**告 示**

**三重県告示第 144 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 6 年三重県告示第 284 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 7 年 3 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前																				
<p>第 2 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量 53.0 トン</p> <p>2 三重県の知事管理漁獲可能量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">知事管理区分</th> <th style="width: 50%;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>17.40 トン</u></td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>9.10 トン</u></td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td style="text-align: center;">3.65 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>22.65 トン</u></td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>17.40 トン</u>	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	<u>9.10 トン</u>	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	3.65 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>22.65 トン</u>	<p>第 2 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量 53.0 トン</p> <p>2 三重県の知事管理漁獲可能量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">知事管理区分</th> <th style="width: 50%;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td style="text-align: center;">16.20 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>11.50 トン</u></td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td style="text-align: center;">3.65 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>21.45 トン</u></td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	16.20 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	<u>11.50 トン</u>	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	3.65 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>21.45 トン</u>
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>17.40 トン</u>																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	<u>9.10 トン</u>																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	3.65 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>22.65 トン</u>																				
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	16.20 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	<u>11.50 トン</u>																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	3.65 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>21.45 トン</u>																				

**三重県告示第 145 号**

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 3 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 通知することができない者の名称  
国土交通省
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いなべ市北勢町二之瀬字南鳥屋之谷 1708 の 4、字佐風尾 1711 の 4
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 146 号**

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 3 月 11 日

三重県知事 一見勝之

## 1 通知することができない者の氏名

植村 嘉朗

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町船津字前柱 567 の 5

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 147 号**

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 3 月 11 日

三重県知事 一見勝之

## 1 通知することができない者の氏名

永井 純三

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町矢口浦字長ケ谷 1066

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 148 号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を大紀町役場及び南伊勢町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和7年3月11日

三重県知事 一見勝之

#### 第1

1 通知することができない者の氏名

奥村 秋平

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

度会郡大紀町阿曾字奥長者谷 26 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 第2

1 通知することができない者の氏名

小山 志やう、小山 徳松、小山 迪夫、小山 重太郎、小山 平三郎、職谷 善松、竹詰 興三次郎、小山 戈太郎、小山 善蔵、松場 平次、山本 源次郎、中垣内 弥吉、丸山 小三郎、吉田 義郎、小山 英夫、島崎 忠次郎、平谷 眸、村田 豊蔵、松平 文男、宮田 至、松平 金次、山本 米太郎、吉田 朝次、中垣内 繁、近藤 文夫、山本 義勇、富山 治郎、鈴木 勇、富山 文吉、中村 みちき、中垣内 菊夫、平谷 實、守田 文明、小山 長生、小山 幸右衛門、松平 正月、小山 興八、守田 惣左衛門、梅谷 正、加藤 茂、守田 二郎、吉田 利雄、岡田 茂、小山 克己、小山 忠勇、小山 幸也、九條 圓次、北村 圓治、平谷 旭、梅谷 利男、小山 莊太郎、吉田 喜蔵、守田 貞次、加藤 孝、守田 勇、梅谷 武、小山 等、守田 幹、小山 朝光、小山 清見、梅谷 繁男、小山 道夫、藤方 晨也、小山 玉吉、中村 延孝、守田 武雄、加藤 隆、富山 善正、小山 生市、中垣内 義助、小山 薫、山本 強、山本 満、兒玉 幸一郎、小山 弘明、小山 元雄、守田 一仁、松平 みち子、小山 武司、北村 賢次、小山 巖、富山 明大、山本 三木夫、山本 久治、西川 正一、小山 賢二、加藤 寛、吉田 正好、北出 喜久二、小山 文次郎、吉田 遼二、平谷 繁、山本 よしゑ、岡田 光男、浅井 とら、山羽 幸一郎、池田 實雄、平谷 勝義、島崎 利己、福原 広、平谷 照生、加藤 良孝、小山 保美、島崎 勉、西川 明生、守田 加壽子、吉田 通雄

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

度会郡南伊勢町村山字木丸 458 の 5

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字木丸 458 の 5 (次の図に示す部分に限る。)
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 149 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 3 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン津城山

津市久居小野辺町字君ヶ池 1082-1 ほか 115 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295-1	作道 政昭
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	立花 隆央
有限会社マーブルスティック	愛知県春日井市天神町 1-2 ライオンズガーデン勝川 807 号室	松尾 知勇
クールカレアン株式会社	東京都品川区西五反田 2-7-12 五反田第一生命ビルディング別館	堀内 一夫
株式会社イチタ	松阪市船江町 1392-3	松浦 雅俊
はるやま商事株式会社	岡山県岡山市北区表町一丁目 2-3	治山 正史
株式会社 A. C. T. S	奈良県天理市川原城町 690	竹村 浩次
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和二丁目 2-17	猪飼 千壽子
藤久株式会社	愛知県名古屋市中東区高社一丁目 210	後藤 薫徳
化粧品ふじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝己
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17-6	塚本 厚志
有限会社ワンラブ	愛知県名古屋市中東区徳川町 1402 ワンラブ徳川ビル 1F	小林 励

株式会社ヒロコーポレーション	福岡県田川市中央町 3-26	井上 恭枝
株式会社東プロイラー	度会郡玉城町妙法寺 512	東 源平
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町 3 丁目 1 番 27 号	福田 三千男
株式会社加藤清芳園	鈴鹿市上田町 16	加藤 公昭
有限会社セレクション	大阪府大阪市中央区南本町 3 丁目 4-6	大野 修
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	尾田 信夫
株式会社タカヨシ	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 3	高品 政明
株式会社ホットランド	東京都中央区新富 1-9-6 新富 1 丁目ビル	佐瀬 守男
株式会社柿安本店	桑名市吉之丸 8	赤塚 保正
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西 1-6-5	金谷 隆平
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6	松田 裕史
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市中種区今池 3-4-10	木下 尚久
大創産業株式会社	広島県東広島市西条吉行東 1-4-14	矢野 靖二
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803 番地	松本 規義
株式会社オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目 2-8 スフィアタワー天 玉洲 27F	田中 修治
株式会社ピーズブレアコーポレーション	四日市市伊倉 1-1-53-503	廣田 清美
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中村区上社一丁目 901	白川 篤典
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 27-13 名駅錦橋 ビル 6F	吉田 馨
株式会社CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚三丁目 488	北方 康弘
株式会社トップメディア	愛知県安城市三河安城南町一丁目 9-5	田中 千裕

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295-1	作道 政昭
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	川部 将士
株式会社平和堂	滋賀県彦根市西今町 1 番地	平松 正嗣
クールカレアン株式会社	東京都品川区西五反田 2-7-12 五反田第一生命ビル ディング別館	堀内 一夫
株式会社イチタ	松阪市船江町 1392-3	松浦 雅俊
株式会社A. C. T. S	奈良県天理市川原城町 690	竹村 浩次
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和二丁目 2-17	猪飼 千壽子
藤久株式会社	愛知県名古屋市中区高社一丁目 210	筒井 和宏
化粧品のみやま株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝己
ウェルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目 2 番 15 号	田中 純一
有限会社ワンラブ	愛知県名古屋市中区徳川町 1402 ワンラブ徳川ビル 1F	野田 矩生
株式会社CARIS	福岡県田川市中央町 3-26	李 鶴喆
株式会社東プロイラー	度会郡玉城町妙法寺 512	東 可也
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町 3 丁目 1 番 27 号	木村 治
有限会社セレクション	大阪府大阪市中央区南本町 3 丁目 4-6	大野 修
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	尾田 信夫
株式会社わくわく広場	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 3 番地 幕張テクノ ガーデンB棟 14 階	黒田 智也
株式会社ホットランド	東京都中央区新富 1-9-6 新富 1 丁目ビル	佐瀬 守男
株式会社柿安本店	桑名市吉之丸 8	赤塚 保正

上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西 1-6-5	金谷 隆平
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 イオンタワー9F	平川 雅隆
株式会社ジーフット	東京都中央区新川 1 丁目 14 番 1 号 国冠ビル	木下 尚久
株式会社キャンドゥ	東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番 1 号	城戸 一弥
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市落合町 645 番地	松本 規義
株式会社オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目 2-8 スフィアタワー天王洲 27F	田中 修治
株式会社ビーズブリアコーポレーション	四日市市伊倉 1-1-53-503	廣田 清美
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社 1 丁目 1802 番地 S T-B A S E 上社 5 階	白川 篤典
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 27-13 名駅錦橋ビル 6F	福井 正弘
株式会社日本フェニックス	津市乙部 2019 番地	船木 遥介
西村 英記	津市半田 877 番地 54	西村 英記
株式会社あかのれん	愛知県名古屋市中南区内田橋一丁目 3 番 19 号	伊藤 享司
株式会社 Z T V	津市あのみつ台 4 丁目 7 番地 1	田村 欣也

- 3 変更年月日  
令和 7 年 1 月 31 日
- 4 変更理由  
小売業者の入退店及び代表者の変更等のため
- 5 届出の日  
令和 7 年 2 月 7 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 7 年 3 月 11 日から同年 7 月 11 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 150 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により多気町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 3 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ラ・ムー多気店  
多気郡多気町相可 900 番 1 ほか
- 2 多気町から聴取した意見  
周辺の住宅地に対し、特に騒音や夜間の照明について配慮すること。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**選 管 告 示**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 3 月 11 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
美し国三重から未来を変える党	伊藤 昌志	伊藤 昌志	四日市市羽津町 20-17	令和 7 年 1 月 9 日	
小竹篤後援会	小竹 篤	小竹 由起子	鳥羽市安楽島町 1312-44	令和 7 年 1 月 9 日	
三重の未来をつくる会	三関 一成	亀岡 由起夫	津市大谷町 257	令和 7 年 1 月 22 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県参議院選挙区第二支部	山本 佐知子	会計責任者	川島 大介	住田 博幸	令和 7 年 1 月 24 日	政党
立憲民主党三重県第 2 区総支部	下野 幸助	政治団体の名称	立憲民主党三重県第 2 区総支部	立憲民主党三重県第 2 総支部	令和 7 年 1 月 20 日	政党
立憲民主党三重県第 4 区総支部	青沼 陽一郎	会計責任者	中野 真	岡田 尚也	令和 7 年 1 月 31 日	政党
青沼陽一郎後援会	青沼 陽一郎	会計責任者	中野 真	岡田 尚也	令和 7 年 1 月 31 日	
伊藤昌志後援会	伊藤 昌志	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体	令和 6 年 10 月 28 日	
桐生常朗後援会	桐生 満	会計責任者	寺尾 和人	桐生 明美	令和 7 年 1 月 6 日	
国際勝共連合三重県本部	渡邊 雅義	主たる事務所の所在地	四日市市水沢町 4579-21	四日市市小杉町 1862	令和 7 年 1 月 16 日	
しもの幸助後援会	下野 幸助	国会議員関係政治団体の区分 公職の種類 (第 1 号) 公職の候補者の氏名	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号かつ第 2 号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	令和 6 年 10 月 27 日	

		及び公 職の種 類（第 2号）	主たる 事務所 の所在 地	鈴鹿市稲生西 3-14-1	鈴鹿市白子駅前 30-17	令和7年 1月27日
津葉剤師連盟	寺田幸司	主たる 事務所 の所在 地	津市西古河町 10-16	津市久居本町 1347-1	令和7年 1月27日	
日沖靖後援会	門脇宗雄	代表者 会計責 任者	代表者 日沖司	辻忠樹 今井武夫	令和7年 1月15日	
三重県宅建促進議 員連盟	中森博文	主たる 事務所 の所在 地	名張市西原町 2685-1	鈴鹿市野町東 2-3-15	令和7年 1月17日	
三重県美容政治連 盟	松谷秀嗣	代表者 会計責 任者	代表者 松谷秀嗣	小林正人 中澤弘喜 中澤弘喜	令和6年 5月20日	

**三重県選挙管理委員会告示第10号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

令和7年3月11日

		三重県選挙管理委員会委員長	中西正洋
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
伊藤昌志後援会	伊藤昌志	令和6年12月31日	
諏訪輝富後援会	丹羽量平	令和6年12月31日	

**三重県選挙管理委員会告示第11号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和7年3月11日

		三重県選挙管理委員会委員長	中西正洋
資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団 体の名称	異動事項	新 旧 異動年月日
下野幸助	しもの幸助 後援会	公職の種類	衆議院議員 県議会議員
		主たる事務 所の所在地	鈴鹿市稲生西 3-14-1 鈴鹿市白子駅前 30-17 令和6年 10月27日 令和7年 1月27日

公 告

三重県表彰規則（昭和25年三重県規則第38号の1）第2条の規定により、令和7年2月20日次の者を表彰し

ました。

令和7年3月11日

三重県知事 一 見 勝 之

区 分	名 前	競 技
三重県スポーツ特別功労賞	稲垣 柚香	レスリング
〃	船水 颯人	ソフトテニス
三重県スポーツ特別賞	池田 庸祐	水泳（飛込）
〃	外村 和才	体操（競技）
〃	藤波 俊一	レスリング
〃	伊藤 秀郎	セーリング
〃	平井 一正	ウエイトリフティング
〃	森 浩之	ウエイトリフティング
三重県夢追人吉田沙保里大賞	四日市メリノール学院中学校男子バスケットボール部	バスケットボール
〃	山崎 修	バスケットボール
〃	小塚 菜々	レスリング
〃	中田 陽	レスリング
三重県スポーツ優秀賞	全三重	バスケットボール
〃	源 裕貴	陸上競技
〃	小畑 莉音	テニス
〃	松岡 奈南	ローイング
〃	上林 さくら	ローイング
〃	中島 鉄人	ボクシング
〃	金田 希一	体操（競技）
〃	山際 航平	レスリング
〃	高田 熙	レスリング
〃	森川 晴風	レスリング
〃	伊藤 渚	レスリング
〃	黒田 浩渡	セーリング
〃	山口 眞季	ハンドボール
〃	柚木 伸元	自転車
〃	竹内 宏晟	相撲
〃	小久保 真旺	フェンシング
〃	齋藤 彰太	カヌー
〃	星野 晴都 チェイス	クレー射撃
〃	種瀬 楓華	ボウリング
〃	栴田 日菜果	トライアスロン
〃	森本 拓也	スケート（スピード）
三重県スポーツ新人賞	県立津工業高等学校ヨット部	セーリング
〃	近畿大学工業高等専門学校山岳部	スポーツクライミング
〃	北村 環奈	陸上競技
〃	中川 翔太	陸上競技
〃	林 捺愛	陸上競技
〃	伊坂 奏音	水泳（飛込）
〃	水谷 紗也	水泳（OWS）
〃	服部 天寧	テニス
〃	棟田 琳音	体操（競技）
〃	杉本 大和	体操（競技）
〃	榊原 健太	レスリング
〃	山内 悠妃	レスリング
〃	伊阪 夏妃	ウエイトリフティング

三重県スポーツ新人賞	田島 宗	ウエイトリフティング
〃	森下 圭祐	自転車
〃	吉村 想花	自転車
〃	齋木 猛斗	スポーツクライミング
〃	柏 龍弥	スポーツクライミング
三重県スポーツ奨励賞	世古 櫻紗	陸上競技
〃	坪井 麗美伽	水泳 (A S)
〃	山本 響士朗	体操 (新体操)
〃	白谷 柱誠 ジャック	バスケットボール
〃	吉田 千沙都	レスリング
〃	中西 杏	レスリング
〃	竹内 慶悟	ソフトテニス
〃	南 龍之介	ソフトテニス
〃	杉本 侑翼	スポーツクライミング
〃	山 真奈実	スポーツクライミング

三重県表彰規則 (昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1) 第 2 条の規定により、令和 7 年 2 月 20 日に次の者を表彰しました。

令和 7 年 3 月 11 日

区 分	名 前	三 重 県 知 事 一 見 勝 之 競 技
三重県スポーツ特別功労賞	菰方 里菜	テニス
三重県スポーツ優秀賞	澤木 良太	陸上競技

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 7 年 3 月 11 日

1	作業種類	三 重 県 知 事 一 見 勝 之
	公共測量 (距離標設置測量)	
2	作業期間	
	令和 7 年 2 月 28 日から同年 3 月 31 日まで	
3	作業地域	
	四日市市楠町北五味塚	

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 2 月 19 日に終了した旨、三重県伊賀農林事務所長から通知がありました。

令和 7 年 3 月 11 日

1	作業種類	三 重 県 知 事 一 見 勝 之
	公共測量 (基準点測量)	
2	作業地域	
	伊賀市山出及び同市猪田	

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 2 月 14 日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 3 月 11 日

1	作業種類	三 重 県 知 事 一 見 勝 之
	公共測量 (3 級基準点測量及び 4 級基準点測量)	

## 2 作業地域

伊勢市小俣町新村、多気郡明和町新茶屋及び度会郡玉城町世古

**特定調達公告**

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年3月11日

三重県知事 一 見 勝 之

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 特定役務の名称 | 令和6~9年度 三重県保健環境研究所清掃業務委託                      |
| 2 担当部局    | 三重県四日市市桜町 3684-11<br>三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課     |
| 3 落札者決定日  | 令和7年3月3日                                      |
| 4 落札者     | 三重県桑名市大字東汰上 581 番地 1<br>キクタ総業株式会社 代表取締役 菊田 喜之 |
| 5 落札金額    | 入札価格 32,709,810 円<br>契約金額 35,980,791 円        |
| 6 決定手続    | 総合評価一般競争入札                                    |
| 7 入札公告日   | 令和6年12月27日                                    |

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第12条の規定により公告します。

令和7年3月11日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 物品等の名称及び数量 | 三重県立こころの医療センターで使用する電気（予定使用量）2,384,000 kWh         |
| 2 担当部局       | 津市城山1丁目12番1号<br>三重県立こころの医療センター運営調整部               |
| 3 落札者決定日     | 令和7年2月14日   |
| 4 落札者        | 愛知県名古屋市中区東新町1番地<br>中部電力ミライズ株式会社 代表取締役社長執行役員 神谷 泰範 |
| 5 落札金額       | 入札価格 54,865,686 円                                 |
| 6 決定手続       | 一般競争入札  |
| 7 入札公告日      | 令和6年12月20日  |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>